

令和4年度以降事業評価書の評価対象外とする事業の考え方について

1 「評価対象外とする事業の考え方」をとりまとめるにあたって

これまで実施計画書及び事業評価書は予算編成の最小単位である細事業目をベースに作成し、それぞれ別々に公表していた実施計画書と事業評価書について、第7次総合計画の運用開始に合わせてアクションプランと公表しています。

この運用により町民の目に触れる機会が増えたこと、町民意識調査及び評価委員会の町民意見を毎年反映させる必要がある等、事務がより煩雑化しています。

また、平成30年度に実施計画書作成事務の見直しに合わせて、事業評価書の運用についても予算編成事務と連動させるよう見直しを行いました。以後3年間運用してきましたが、今回、第7次総合計画の運用に合わせて、評価システムの目的

(注①)を損なわない範囲で、評価(CHECK)及び改善(ACTION)の部分を作成対象外とすることといたしました。

(注①) P D C A 推進プロジェクトによる事業評価事務の目的

(1) 政策や行政運営全般の質的向上

- ① 結果の評価を次の意思決定に反映させる
- ② 担当部局のマネジメントツールとして活用
- ③ 政策形成能力の向上

(2) 行政の説明責任の遂行

2 評価対象外とする事業の基本的考え方

事業そのもの、あるいは基本事業の成果達成の観点から考えて、目的からの評価になじまない(注②)、あるいは目的の体系に基づく評価になじまない(注③)と判断される事業については、事業評価書の評価(CHECK)及び改善(ACTION)の部分を作成しなくても良いこととします(評価対象外と判断された事業でも担当課室の判断で作成している場合があります)。

(注②) 目的からの評価になじまない

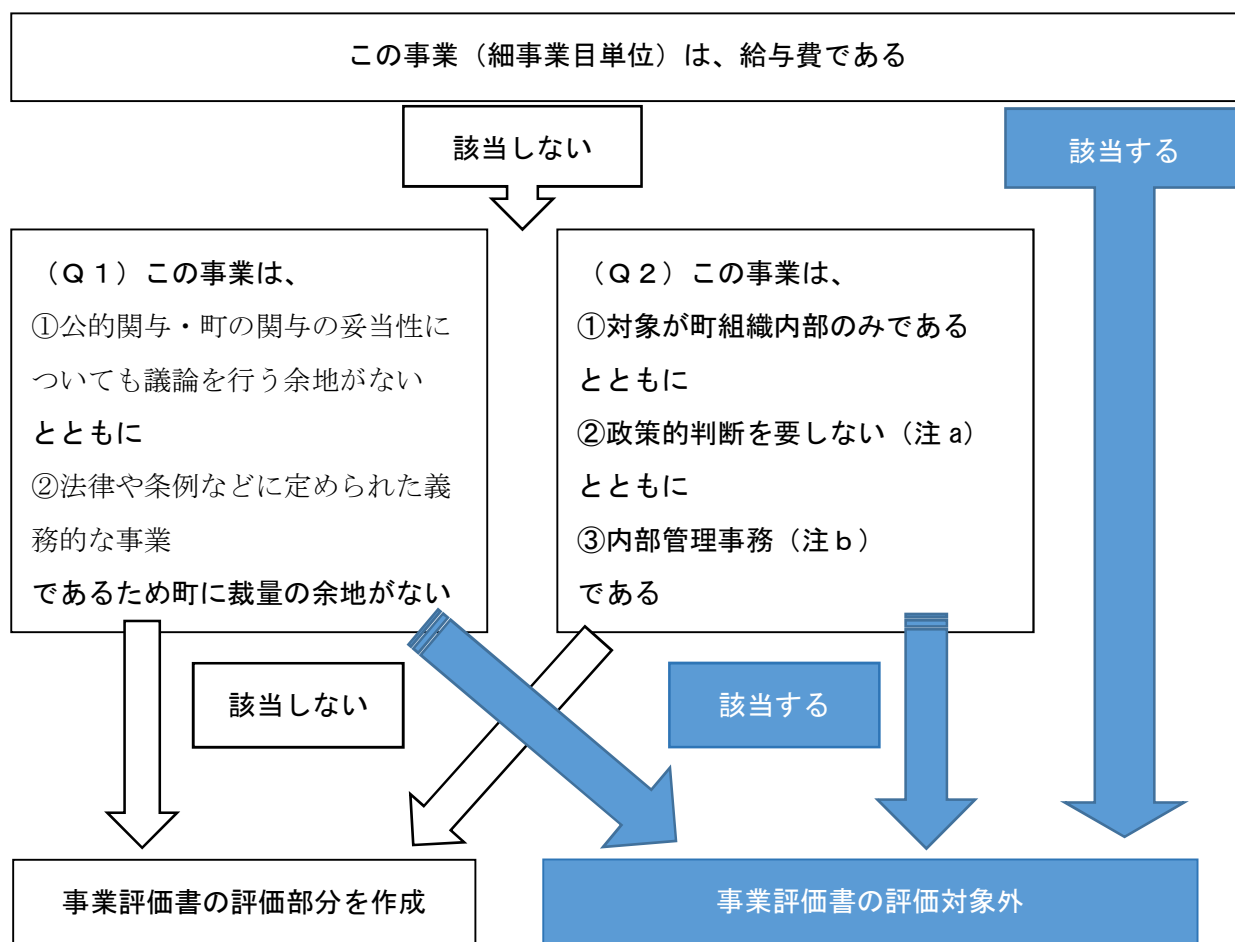
「事業の目的そのものが有効であるか」「他の事業の目的と重複していないか」「目的そのものが生活者起点に立ったものか」ということについて議論の余地がない

(注③) 目的の体系に基づく評価になじまない

目的体系の上位にある基本事業の成果達成の観点から考えて、事業の貢献度や必要性について議論の余地がない

具体的には、図1（評価対象外とする事業選定フロー）に沿って、担当課室が評価対象外となる事業を選定しました。その結果、●●事業が評価対象外となりました。

【図1】評価対象外とする事業選定フロー



(注 a) 政策的判断を要しない

その事業に関して、(1)行うか行わないか

(2)手段・成果のあり方が現行のままでよい

以上の2点について政策体系の上位から考えて、検討・議論する余地のないこと

(注 b) 内部管理事務

町民サービスに直結しない、対象が町の組織（行政委員会）内部に限られた管理事務

3 評価対象外とする事業の一覧

図 1 に基づいて作成対象外とした事業は、アクションプランで示す組織体系の順に一覧にしています（注④）

（注④）評価対象外とする事業の一覧表の構成

予算科目	事業名	部署名	対象外理由
02. 04. 02. 01	衆議院議員選挙費・最高裁判所裁判官国民審査費	総務課	県支出金内で執行する事務のため評価を要しない。
09. 01. 01. 01	知多南部消防組合分担金	防災危機管理室	分担金の支出のみ
02. 02. 01. 01	税務一般管理費	税務課	町税等還付金、人件費（会計年度任用職員）、負担金の支出のみ。
02. 01. 15. 02	水道事業対策費	企画財政課	水道事業会計への繰出金のみ。
02. 05. 01. 02	基幹統計調査費	企画財政課	統計法に定める基幹統計事業であり、県の委託事業であるため評価を要しない。
02. 06. 01. 01	監査事務一般管理費	企画財政課	地方自治法に定める事務のため評価を要しない。
12. 01. 01. 01	長期債元金償還金	企画財政課	地方債の元金償還金を支出する事業で、義務的経費として執行するため、評価を要しない。
12. 01. 02. 01	長期債利子償還金	企画財政課	地方債の利子償還金を支出する事業で、義務的経費として執行するため、評価を要しない。
12. 01. 02. 02	一時借入金利子	企画財政課	一時借入金の利子償還金を支出する事業で、義務的経費として執行するため、評価を要しない。
02. 01. 08. 02	国土法事務費	建設課	国土利用計画法に基づく事務であり、県支出金内で執行する事務のため評価を要しない。
06. 01. 05. 03	県営経営体育成基盤整備事業費	建設課	負担金の支出のみ。
06. 01. 05. 05	県営ため池整備事業費	建設課	負担金の支出のみ。
06. 03. 03. 01	漁港一般管理費	建設課	負担金の支出及び一般事務費のた

			め評価を要しない。
06. 03. 04. 03	県営漁港事業負担金	建設課	負担金の支出のみ。
08. 01. 01. 01	土木一般管理費	建設課	道路法に基づく道路台帳整に関する事務費のため評価を要しない。
08. 03. 01. 01	急傾斜地崩壊対策事業費	建設課	負担金の支出のみ。
08. 04. 01. 01	港湾一般管理費	建設課	町管理港湾にかかる一般事務費のため評価を要しない。
06. 03. 05. 01	漁業集落排水事業特別会計繰出金	水道課	分担金の支出のみ。
03. 01. 03. 01	国民年金一般管理費	保険年金室	法定受託事務であるため、町に裁量権がないため。
03. 01. 04. 01	国民健康保険特別会計繰出金	保険年金室	法律に基づき特別会計へ繰出金を支出する事業であり事業評価の必要はない。
03. 01. 05. 06	広域連合負担金	保険年金室	法律に基づき負担金を支出する事業であり事業評価の必要はない。
03. 01. 05. 07	後期高齢者医療特別会計繰出金	保険年金室	特別会計への繰出金を支出する事業であり事業評価の必要はない。
04. 01. 05. 01	知多南部衛生組合分担金	環境課	分担金の支出のみ。
04. 02. 02. 01	し尿処理業務費	環境課	政策的判断を要しない。
04. 02. 03. 01	知多南部広域環境組合分担金	環境課	分担金の支出のみ。
03. 01. 06. 01	介護保険特別会計繰出金	健康介護課	介護保険特別会計への繰出しのみで、事業は実施されていないため。
10. 01. 01. 01	教育委員会一般管理費	学校教育課	教育委員会の運営に充てられる一般事務費のため評価を要しない。

なお、これらの評価対象外となった事業の概要や予算額、決算額等は、アクションプランとは別に事業評価書の計画（PLAN）、実施（DO）のみ、ホームページ上で公表します。

<参考>

(Q 1) に該当すると考えられる事業の例

●償還金

→過去に発行した交際費の元金償還や利子支払いに充てる事業費

(例)：長期債元金償還金、長期債利子償還金、一時借入金利子

●還付金・払戻金・清算金

→税収入・税外収入の過誤納に伴い払い戻す義務がある事業費

(例)：税務一般管理費（町税等還付事業）

●法令に根拠がある義務的な負担金

→法令上に定める事業について、町がその事業から特別の利益を受けることに対して一定の負担をする事業費

(例)：知多南部消防組合分担金、知多南部衛生組合分担金

※任意の各種団体における必要経費に充てるために構成団体間で取り決めた費用を支出する場合の負担金（例：知多市町会負担金など）は、ここに挙げる事業評価の対象とします。

●国(県)直轄事業負担金

→国(県)が河川、道路、砂防、港湾等を直轄で行う場合に、法律または政令で町がその経費の一部を負担するとされている事業費

(例)：県営経営体育成基盤整備事業費、県営ため池整備事業費

●国(県)からの委託を受けて実施する統計調査、選挙などの事務

●一般会計から特別会計、公営企業会計への繰出金

※基本的に繰り入れた特別会計、公営企業会計で実施する事業でその成果を評価することから評価対象外と考えます。

(Q2) に該当すると考えられる事業の例

◎所属（庁内各課室）の運営に充てられる一般事務費

（例）：財政一般管理費

※例えば、一般企画費（複数の事業を統合した細目）のように所属の運営に充てられる一般事務費以外の経費が含まれる場合は、事業評価の対象とします。

◎機器リース料、保守点検費、賠償責任保険料など

※いわゆる「公の施設」に該当する機関の管理運営費は、それ自体が町民サービスに直結するものであり、事業評価の対象します。

（例）：サービスセンター一般管理費

公の施設…住民の福祉を増進する目的で住民の方が利用するために設置する施設。